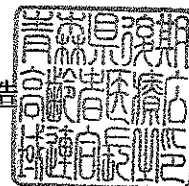


青森県後期高齢者医療広域連合告示第8号

青森県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関を次のとおり指定したので、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第168条第9項の規定により告示する。

平成20年4月1日

青森県後期高齢者医療広域連合長 佐々木 誠造



- 1 収納代理金融機関の名称及び位置
株式会社みちのく銀行 青森市勝田一丁目3番1号
- 2 指定年月日
平成20年4月1日
- 3 取扱店舗
本支店（代理店は除く。）
- 4 取扱事務
青森県後期高齢者医療広域連合の公金の収納